

■こんな時は手続きが必要です

	事由	手続きに必要なもの
国保に入るとき	他の市町村から転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめた(退職した)とき	職場の健康保険の資格喪失証明書
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	国保の保険証
	職場の健康保険に入った(就職した)とき	国保の保険証、職場の健康保険証(または加入証明書)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の保険証、職場の健康保険証(または加入証明書)
その他	町内で住所が変わったとき	国保の保険証
	世帯が分離、合併したとき	国保の保険証
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印鑑、身分を証明できるもの

職場の健康保険や後期高齢者医療制度の加入者などを除いて、全ての方に国民健康保険(国保)への加入が義務付けられています。また、左記の表に記載の事由に該当する場合は、町民課窓口で手続きを行ってください。

国保の手続きは、原則として世帯主の方が行うこととなっておりますが、同一世帯の方であれば手続き可能です。

資格に異動があったときは、14日以内に届出を行うことになっておりますので、速やかに手続きをお願いします。

■届出が遅れると
加入の届出が遅れると、保険証がないためにその間の医療費が全額自己負担となり、保険税をさかのぼって納めていただくこととなります。また、脱退の届出が遅れると、国保で負担した医療費を

国民健康保険の異動手続きのお知らせ

あとで返していただくこととなりますので、ご注意ください。

■学生の方へ

【町外への進学が決まった場合】
町外に住所を移しても、学生の届出を行うことで、引き続き清里町国保の保険証を使用することができます。なお、保険税は、現在の世帯主が継続して負担することになります。

○手続きに必要なもの
・在学証明書または学生証、入学前の場合には合格通知

【卒業や就職が決まった場合】
①卒業や退学によって学生ではなくなった時
○手続きに必要なもの
・清里町国保の保険証

※お住まいの市町村の国保への加入手続きが必要です
②就職などで新しく別の健康保険に加入した時
○手続きに必要なもの
・清里町国保の保険証

・新しく加入した健康保険証

■問い合わせ

町民課町民生活グループ
☎25-2157

地域おこし協力隊活動レポート 最終回



2月のある日、新潟県の第三セクター鉄道「えちごトキめき鉄道」社長の鳥塚亮氏が清里町を来訪され、冬囲い中ですが、私の案内で羽衣児童公園に保存されているSLをご覧いただきました。私がSLの地域資源としての活用を訴えていることを知っていたのだと思います。人口減少で経営が厳しい地方鉄道の立て直しに尽力されている鳥塚氏。「鉄道(会社)は赤字で当たり前。大事なのは鉄道があることで地域が潤う仕組みをつくること。鉄道事業が赤字でも、その鉄道があることで地域全体が黒字になる仕組みができれば、地域にとって鉄道は必要不可欠な存在になれる、その仕組みをつくるのが鉄道会社の経営者である私の仕事だ」鳥塚氏はそう言います。

観光列車「流水物語号」の車内販売のお手伝いをしましたが、この列車が走る網走、知床斜里間の片道運賃は970円です。どんなに素晴らしい車両を導入して、どんなに素晴らしいサービスを提供しても、JRが1人のお客様から頂ける運賃収入は970円だけです。厳しさを増すJR北海道の経営改善が急がれますが、このような運賃の制約の中で売上を向上させる努力をしろと言っても、鉄道会社の努力だけでは限界があります。そういった規制を可能な範囲で撤廃(緩和)することも必要だ、鳥塚氏はそう強調していました。これまで2年半にわたり、私は鉄道にこだわった活動をさせていただきました。その中で、公園に保存されている「SL」の活用を考えてきました。昨年、清里小学校の先生方からのご依頼もあって、5年生の児童の皆さんにSLや鉄道についてお話をすることができました。その準備の過程で、SLが清里町に保存されることになった経緯も知り、公園に置いてあるだけの状態

は本当にもつたいない、そんな思いが強くなりました。それでも、まずはSLを知らない、鉄道になじみがない児童の皆さんにSLや鉄道に興味を持ってもらえるような、「SL学習」ともいえる活動ができたことが大きな成果でした。私であれば今後も「SL学習」など、SLや鉄道への理解を深めてもらうために、お手伝いできることは何でもさせていただきます。と思っています。

「鉄道があることで地域が潤う仕組み」をつくるためには、地域の人たちにとって鉄道は自分たちの大切なものだという意識が必要だと鳥塚氏は言います。例えば、私が清里町に来るずっと前から駅をきれいにしてくれている地元の方々の思いがまさにそれだと思います。私が乗務した「流水物語号」も鉄道を愛する地元の方々の熱意で生まれた観光列車で、たとえ赤字でもこの列車が走ることで沿線地域に良い効果が生まれていると私は感じます。せっかく生まれた良い効果を地域全体で享受し、

実感できるように、さらに大きく、確かなものにしていく、そんな熱意があれば、やがてはSLを動かすことも夢ではないかもしれない、そんな考えも頭をよぎります。

「そんなことできるわけがない」という考えからは、良い発想は生まれないと鳥塚氏は言います。「工夫すればやり次第でいろいろできるかもしれない」それがスタート地点で、前途は多難ですが、私は今、そこに立っているのだと思います。間もなく、この3月末で私の地域おこし協力隊の任期は終了します。都会では決して得られない貴重な体験や多くの方々の出会いが、私にとってはとても貴重な財産となりました。この場をお借りしてお世話になった全ての皆様へ感謝申し上げます。そして私のこの活動レポートも今回が最後となります。毎回読んでくださった町民の皆様にお礼申し上げます。今後も、私なりのやり方で地域を元気にする活動を続けていきます。皆様、本当にありがとうございます。(小島)

美しいまち通信

清里町の地域資源
①斜里岳のすそ野に広がる防風林の農村景観
②斜里川が育んだ豊かな水と森林資源
③大規模穀物栽培が育てた循環型農業



「日本で最も美しい村」連合ではサポーター会員を募集しています

「日本で最も美しい村」連合は、小さくても輝くオンリーワンを持つ農村漁村が自らの町や村に誇りを持って自立し、将来にわたって美しい地域であり続けるために活動しています。

連合には、概ね人口1万人以下の63町村地域が加盟しており、将来にわたり「美しい村」を守り続けるには、多くの人の力添えが必要です。

連合では、活動を技術的・財政的に支えていただける「サポーター会員」を募集しています。登録方法などは、連合ホームページをご覧ください。

■サポーター会員年会費

- 正会員 1口 100,000円
- 準会員 1口 5,000円

■「日本で最も美しい村」連合サポーター会員募集ページQRコード



■問い合わせ

「日本で最も美しい村」連合 清里事務局
(企画政策課まちづくりグループ ☎25-2135)

第6次清里町総合計画の策定状況をお知らせします

■第6次清里町総合計画（原案）にかかる町民意見募集結果について
令和2年12月25日から令和3年1月25日まで、清里町まちづくり参加条例に基づいて、第6次清里町総合計画（原案）にかかる町民意見募集を行った結果、3件のご意見が寄せられました。ありがとうございました。

【ご意見の概要とご意見に対する考え方を掲載します。】
【ご意見1】
基本目標1 地域の産業で活力と活気を生み出すまち
「特産品、地場産業」について
町内で販売されている水飴がでんぷんから作られていることを知りました。でんぷん原料のじゃがいもの生産地でもあるので、水飴や水飴を使った商品は特産品になると思うのですが。

【ご意見2】
基本目標2 未来を切り拓く力を育む生涯学習推進のまち「学校教育、社会教育」について
清里町で英語のコミュニケーションに触れる機会がありました。
普段は英語での会話は少ないとは思いますが、英会話の理解力は備わっていると感じました。以前任んでいたまちは感じなかったことです。英語は主要な国際コミュニケーション

【ご意見3】
基本目標6 みんなの気持ちと行動でまちづくりに取り組みまち「交流、移住、定住」について
男鹿の滝を訪れた時、清里町の魅力を見つけました。私たちの印象は、原生林といった自然の本来の姿がよく保たれているといます。

【ご意見4】
清里町は国際理解教育について、外国人英語指導助手を幼児期はじめ、小、中、高校へ派遣し、成長過程に見合った取り組みを行っています。語学の学習だけではなく、文化や生活の比較などを考えてもらう機会と体験を合わせて、友好都市を結んでいるニュージランドモトエカ町との交換留学や短期滞在研修を清里高校生で行っています。このような経験や多様な考え方を身につけることができる人材をこれからも育てて行けるよう進めたいと考えます。

【ご意見5】
基本目標6 みんなの気持ちと行動でまちづくりに取り組みまち「交流、移住、定住」について
男鹿の滝を訪れた時、清里町の魅力を見つけました。私たちの印象は、原生林といった自然の本来の姿がよく保たれているといます。

【ご意見6】
基本目標6 みんなの気持ちと行動でまちづくりに取り組みまち「交流、移住、定住」について
男鹿の滝を訪れた時、清里町の魅力を見つけました。私たちの印象は、原生林といった自然の本来の姿がよく保たれているといます。

税情報

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。自動車を廃車、売買または譲渡により所有しなくなった場合には、すぐに運輸支局で抹消または移転の登録をしてください。
3月末日までに抹消または移転の登録がされていない場合は、令和3年度も自動車税種別割が課税されますのでご注意ください。

なお、変更登録が間に合わないときは、札幌道税事務所自動車税種別割のご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。
■問い合わせ
札幌道税事務所自動車税部
☎011-746-1190



福祉情報

難病者等通院交通費助成（下期）の申請を受け付けています
町では、難病者などの方に対して通院交通費を助成しています。
対象となる方は、期間内に申請に必要な書類を持参のうえ、手続きをしてください。

■対象者
次の受給者証などの交付を受けている在宅の方で、令和2年10月から令和3年3月までに町外（道内）の医療機関に通院、通所された方
○特定疾患（指定難病）・小児慢性特定疾病の医療受給者証
○身体障害者手帳（1級・2級）
○療育手帳（A判定）
○精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）
○人工透析療法を受けている方
○ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証

■支給要件
世帯で年間の所得税額が4万円を超えない方および町税などの滞納が無い方
■助成額
通院先までの区間のJR料金に、課税状況に応じて助成率（3段階）を乗じた額
■申請に必要な書類
通院交通費助成申請書、税情報調査同意書、印鑑、受給者証または手帳など
■受付締切
4月5日（月）
■詳細と申請先
保健福祉課福祉介護グループ（保健センター内）
☎25-3847



ーション手段ですので、清里町は今後も英語教育や多様なバックグラウンドを持つ人々の対話を持てる教育を大切にしてほしいです。

【ご意見7】
清里町の自然と魅力のあり方、移住などのご意見とあります。
清里町の自然環境との関わりは、基本目標5-4環境共生、自然保護、5-5景観、環境美化の項目において、ご意見をいただいた景観の保全や環境への配慮について取り組みように示しています。
自然と共に暮らす清里町の生活の魅力をより一層深めることで、来訪者や移住したいだけの方を増やしていきたいと考えます。

【ご意見8】
基本目標5-4環境共生、自然保護、5-5景観、環境美化の項目において、ご意見をいただいた景観の保全や環境への配慮について取り組みように示しています。
自然と共に暮らす清里町の生活の魅力をより一層深めることで、来訪者や移住したいだけの方を増やしていきたいと考えます。

生活情報

転入、転出時の上下水道の手続きを忘れずに
転入や転出、または住宅を移動される方は上下水道の手続きが必要です。

■手続場所
産業建設課建設グループ
☎25-3572
札幌センター
☎26-2267
緑センター
☎27-5222
■手数料
転入、住宅移動の場合は給水申込手数料として620円が必ずです。

■詳細と申請先
産業建設課建設グループ
☎25-3572
■飲用井戸の水質検査の受付を行っています
飲用井戸の水質検査を希望される方は、次のとおりお申込みください。
■申込方法および検査月日
毎月1回検査を実施してい

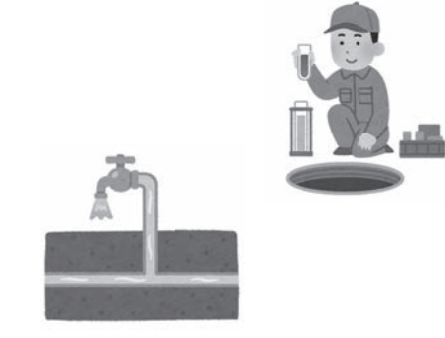


しては、第6次清里町総合計画原案の項目に沿った内容の記載があると考えています。計画の取組みへの貴重な意見とさせていただきます。

■清里町総合計画の基本構想が町議会の議決を得ました
2月10日開催の臨時町議会にて、第6次清里町総合計画のまちづくりの将来像「うるおいと温もりで未来を創るまち きよさと」と6つの分野の基本構想（この2つを合わせて基本構想といいます）について議決がなされ、計画として取り進めることが決まりました。

この後、計画書として整えて皆さんにもお知らせしていく予定です。
■問い合わせ
企画政策課
まちづくりグループ
☎25-2135

■詳細と申込先
産業建設課建設グループ
☎25-3572
■清里町簡易水道水質検査計画書を縦覧します
令和3年度清里町簡易水道の水質検査計画書を次のとおり縦覧します。
■縦覧期間と時間
3月8日（月）～19日（金）
午前9時～午後5時
■縦覧場所と詳細
役場1階
産業建設課建設グループ
☎25-3572



年金出張相談所が開設されます

年金の資格や請求などに関する相談所が開設されますので、ぜひご利用ください。

なお、会場における混雑を緩和し、十分な相談時間を確保するため、完全予約制となります。各開設日の1カ月前から予約受付できます。

相談者が多数の場合は受付順で締め切られることがありますが、ご了承ください。

■開設場所および開設時間

- ・網走市（オホーツク・文化交流センター）
午前10時～午後4時
- ・斜里町（斜里町公民館ゆめホール知床）
午前11時～午後3時

■問い合わせ

- 北見年金事務所
（お客様相談室）
☎0157-333-6007
- 町民課町民生活グループ
（戸籍年金担当）
☎25-2157

■開催予定表

区分	令和3年									令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
網走市		11日 (火)		13日 (火)		7日 (火)		9日 (火)		18日 (火)		8日 (火)
斜里町	6日 (火)		8日 (火)		17日 (火)		5日 (火)		7日 (火)		8日 (火)	

令和3年4月から、町の公金の口座振替日が25日に統一されます

令和3年4月から、町の公金の口座振替日が25日に統一されます（振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります）。

なお、口座振替日が25日に変わったことにより、納付書などのお支払いに変更、または金融機関の変更を希望される場合は、お気軽にお問い合わせください。その際、手続きのご案内をさせていただきます。



■現在の振替日

振替対象種目	網走 信用金庫	清里町 農業協同組合	釧路 信用組合	ゆうちょ 銀行
上下水道使用料	27日		26日	22日
町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税	納期限 (月末)			
住宅使用料・給食費	22日			
後期高齢者医療保険料・介護保険料	25日			
※学童保育料	25日			-

※学童保育料はゆうちょ銀行未対応です

- 問い合わせ
○上・下水道料に関すること
産業建設課建設グループ
☎25-3572
- 町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税に関すること
町民課税務・収納グループ
☎25-2136
- 住宅使用料に関すること
町民課町民生活グループ
（町営住宅担当）
☎25-3577
- 後期高齢者医療保険料に関すること
町民課町民生活グループ
（医療保険担当）
☎25-2157
- 介護保険料に関すること
保健福祉課福祉介護グループ
☎25-3847
- 学童保育料に関すること
生涯学習課社会教育グループ
☎25-2005
- 給食費に関すること
清里町学校給食センター
☎25-2730

高齢者雇用安定法が改正されます

少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、環境整備を図ることを目的として「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

- 改正のポイント
65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置として、次のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設。
①70歳までの定年引上げ
②定年制の廃止
③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入

④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

⑤70歳まで継続的に次の事業に従事できる制度の導入

- 事業主自らが実施する社会貢献事業
- 事業主が委託、出資（資金提供）などする団体が行う社会貢献事業

65歳までの雇用確保
(義務)

+

70歳までの就業確保
(努力義務)

- 詳細・問い合わせ
北海道労働局
職業安定部職業対策課
☎011-709-2311
ハローワーク網走
☎0152-44-6287

清里保育所・札弦保育所の年度途中入所について

町立保育所の令和3年度途中の入所申請について、下記の期間で受付します。

両親の就労や病気などにより保育が必要な方は、申請期間内に手続きを行ってください。緊急を要する場合は、特別な事情がある場合は随時ご相談ください。



- 受け入れ年齢および定員
○清里保育所
満1歳6ヶ月～
※3歳未満児については、年齢別の定員があります。
- 札弦保育所
満2歳6ヶ月～
- 定員を超える申請があった場合
定員を超える申請があった場合は、保育の必要性や世帯の状況などを勘案して選考させていただきます。

- 申込方法と申込先
各保育所または子育て支援センターに申請書類がありますので、必要事項などを記入のうえ提出してください。
- 問い合わせ
保健福祉課
子ども・子育てグループ
☎25-2100

入所希望月	申請受付期間	入所承諾通知予定日
4月	～3月12日（金）	入所希望月の前月20日前後
5月	4月1日（木）～9日（金）	
6月	4月12日（月）～30日（金）	
7月	5月10日（月）～21日（金）	入所希望月の前月10日前後
8月	6月7日（月）～18日（金）	
9月	7月5日（月）～20日（火）	
10月	8月6日（金）～23日（月）	
11月	9月6日（月）～24日（金）	
12月	10月8日（金）～22日（金）	
1月	11月8日（月）～24日（水）	
2月	12月6日（月）～24日（金）	
3月	1月11日（火）～24日（月）	

町営住宅の入居者を募集します

■申込期間
3月1日(月)～3月9日(火)
入居申込者に応じて、申込み時に必要となる書類が異なりますので、お早めの相談をお願いします。
公営住宅は一定所得を超える場合は申込みできません。また、所得に応じて4段階の住宅使用料が設定されます。
〔入居後に所得が基準額を超える場合は記載以上の住宅使用料となります〕
青葉団地・札進団地・札南団地・羽衣第2団地のお部屋については、申込み後に修繕を行うため、2カ月程度時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

⑤高齢者向け住宅については概ね65歳以上で体が虚弱な方を有する世帯
※これ以外にも入居資格がありますので、詳しくは窓口でご相談ください。
■住宅使用について
ペット(犬・猫などの小動物)の飼育は禁止しています。また、駐車場は各戸につき1台分です。

■問い合わせ
町民課町民生活グループ
☎25-3577



■公営住宅

青葉団地	緑町 22 番地 5	一般世帯向け ※単身入居要件有	3DK	238号	8,600円～12,800円	
				242号	8,800円～13,100円	
			2DK	268号	5,700円～8,500円	
			2DK	212号	4,300円～6,500円	
札進団地	札弦町 51 番地 2	札南団地	札弦町 36 番地 3	3DK	217号	5,500円～8,200円
				3DK	221号	6,000円～8,900円
羽衣第2団地	羽衣町 39 番地 173	一般世帯向け	2LDK	05-79号	20,200円～30,100円	
はごろも団地	羽衣町 21 番地 10	一般世帯向け	3LDK	92-24号	19,700円～29,300円	
さくらんぼ団地	水元町 35 番地 5	一般世帯向け		93-39号	19,900円～29,600円	
				93-43号		
さつつる団地	札弦町 316 番地 5	一般世帯向け	2LDK	14-109号	19,900円～29,600円	

■特定公共賃貸住宅

さつつる団地	札弦町 316 番地 5	単身者向け	1LDK	96-641号	21,000円
				96-642号	
				96-644号	
				97-647号	
リバーサイド団地	羽衣町 37 番地 3	単身者向け	1LDK	93-614号	21,000円
				94-625号	
				95-631号	
				95-633号	
ふれあい団地	羽衣町 39 番地 4	単身者向け	1LDK	99-671号	21,000円
ふれあい団地	羽衣町 39 番地 4 羽衣町 39 番地 3	一般世帯向け	2LDK	00-736号	36,000円
				00-738号	

■地域優良賃貸住宅

ひまわり団地	羽衣町 27 番地 26	単身者向け	1LDK	08-749号	23,000円
--------	--------------	-------	------	---------	---------

特別養護老人施設へ寄付

【寄付金】
南部 陽さん(水元町第2)
松浦 裕子さん(新町)
吉田 義光さん(向陽西)
谷口 達男さん(斜里町)
【お品物】
(有)ウェルネスイシイ

社会福祉協議会へ寄付

(老健きよさと・ケアハウスきよさと含む)
【寄付金】
鈴木 裕介さん(羽衣町第1)
佐川 正子さん(羽衣町第3)
南部 陽さん(水元町第2)
吉田 義光さん(向陽西)
羽田野 肇さん(小清水町)
【お品物】
美馬 廣子さん(向陽北)
三上 愛子さん(神威西)
小清水町社会福祉協議会

あたたかな
お気持ち
ありがとうございます
ございます

お持ちのスマートフォンでマイナンバーカードの申請ができます！

■スマートフォンによる申請の流れ

①メールアドレスの登録
スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用ウェブサイトへアクセスし「メールアドレス」を登録します。
※QRコードを読み込むと、申請書IDが自動入力されます。

②顔写真の登録
登録したメールアドレスに通知される申請者専用ウェブサイトへアクセスし、スマートフォンのカメラで撮影した顔写真を登録します。
※事前に撮影しなくても、操作中に撮影することができます。

※顔写真は、正面・無帽・無背景で撮影したものを登録してください。

③申請情報の登録
その他申請に必要な「生年月日」「電子証明書の発行希望の有無」「氏名の点字表記希望の有無」を入力します。

④申請完了
画面の案内にしたがって必要事項を入力の上送信します。その後、登録したメールアドレスに申請が完了した旨の通知が届き、申請完了となります。

■申請完了から交付まで

申請が完了してから交付されるまで、1～2カ月程度かかります。出来上がったマイナンバーカードは役場へ郵送され、役場から申請された方へお受取りの案内文書を送付します。案内が届きましたら、文書に記載されている本人確認書類などの必要書類をお持ちのうえご来庁ください。

■申請方法の詳細はこちら
○マイナンバーカード
総合サイトQRコード



■問い合わせ

町民課町民生活グループ
☎25-2157
マイナンバー
総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

